

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 188,701 千円

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,996,660 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	444,970	316,271			19,562	109,137
	重度心身障害者等医療費支給事業費	100,807	38,269			9,506	53,032
	後期高齢者医療事業費	440,815	3,000			66,548	371,267
	子育て支援医療費支給事業	384,111	72,275			47,399	264,437
	児童手当支給費	92,071	23,706			10,392	57,973
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	334,810	284,420			7,659	42,731
社会保険	介護保険事業（繰出金）	18,378	8,349			1,524	8,505
保健衛生	母子保健事業	20,142	421			2,998	16,723
	保健事業	90,015	1,776		2,326	13,059	72,854
	予防接種費	70,541	4,398			10,054	56,089
合 計		1,996,660	752,885	0	2,326	188,701	1,052,748

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。